平成２３年（フ）第１９９号
埼玉県春日部市牛島161番地５
債務者　下総　匡史
１　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大木　健司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月12日午後２時
５　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１５号
大分市大字田尻689番地の17　セゾンふじが丘302
債務者　木場はるみ
１　決定年月日時　平成23年５月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　阿部　貴史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月６日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１４５号
大分市大字永興109番地の10
債務者　工藤哲一郎
１　決定年月日時　平成23年５月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鳥越　　徹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月６日午後２時
５　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第７８号
長野市上松４丁目30番６号　ヴィラ上松Ｃ―11
債務者　加藤　雅文
１　決定年月日時　平成23年５月12日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　青木　寛文
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月８日午前10時
５　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２３号
長野県飯山市大字飯山239番地４
債務者　村上　博利
１　決定年月日時　平成23年５月12日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　板谷健太郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月８日午前11時
５　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１９９号
茨城県ひたちなか市湊本町12番16号
債務者　木村　弘道
１　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　後藤　直樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月24日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１２５号
埼玉県東松山市松山町３丁目５番12号　県営前山団地２―406
債務者　安達　幸子
１　決定年月日時　平成23年５月11日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岩佐　憲一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月18日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２０１８号
大阪府大東市北条３―14―21　３―201、住民票上の住所大阪府大東市北条７丁目６番18号
債務者　中田　　悟
１　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　稲田　正毅
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月22日午後３時
５　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５６３号
大阪府東大阪市足代２丁目５番18号　プリンストン布施５Ｂ号
債務者　武島　康晴
１　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　稲田　正毅
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月22日午後３時
５　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１４８号
名古屋市熱田区古新町１丁目23番地の１
債務者　菅　　大地
１　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　二村　　到
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月23日午前11時
５　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０７７号
名古屋市千種区田代町字四観音道西13番地の１　四観音住宅506号
債務者　月とスウィングこと　丸山　淳司
１　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　稲垣　　遼
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月24日午前10時10分
５　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９５号
東京都北区赤羽北２丁目15番１―507号
債務者　永田　利春
１　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　横家　　豪
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月９日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第８９号
長野県安曇野市穂高8266番地１
債務者　花岡　里子
１　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森本　　遼
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月２日午前10時
５　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２０号
京都府京丹後市網野町島津50番地
債務者　平安名政紀
１　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉本　晴樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月14日午後４時
５　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第１９１号
栃木県下都賀郡壬生町大字安塚1166番地１　アネックス307、従前の住所埼玉県加須市礼羽698番地
債務者　竹尾　房江
１　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　亀岡　康一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月６日午後２時
５　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第８４５号
名古屋市南区内田橋２丁目39番13号　寿光ハイツ201号、住民票上の住所三重県伊勢市田尻町43番地22
債務者　大西　　博
１　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８３０５号
大阪市大正区三軒家東４丁目７番12号
債務者　鹿島さおり
１　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部